

大和国穴師郷と巻向川筋の水利構造

野 崎 清 孝

一、はじめに

中世後期の郷村制の展開は惣村結合を強化し、荘園体制の支配を次第に排除した。村落はそれぞれその地域的まとまりを確保して自立するために守護神を定めたが、水利や林野等の共同体的施設を共通にするところでは連合体制をとる必要があり、村落を連ねて郷の守護神を祀って郷村の共同意識をたかめた⁽¹⁾。水津一朗はこれを基礎地域の連合であるとし、その範囲は原則的には二次的生活空間であると述べている⁽²⁾。

大和国穴師郷は穴師坐兵主神社の宮郷を中核とし、水郷・山郷の村落各社会集団の枠組がその上に地域的に累積し、統一がもたらされてきたいわばそれ自体、歴史的地域である。本稿はこれらのうち水郷をとりあげ、現存する史料と今日残る慣行をとおして水利集団形成の歴史的、地理的背景とその時代的変遷、さらに水利構造の地域的メカニズムを明らかにする中で、他の社会集団である宮郷・山郷との関連すなわち郷全体の中において水郷がいかなるかわり方をしていくのかの問題に及ぼうと考えた。最近の吉野川分水による導水や住宅地化にともなう水田の潰廃によって過去の用水不足は解消し、そのため歴史的な水利構造も次第に変化を来たしてきた。した

がってこの際、失なわれようとしている水利慣行等をいささかでも記録にとどめておくこともまたあながち無意味ではなからうと考えた。

この地域の水利に関しては宝月圭吾⁽³⁾、中村吉治⁽⁴⁾の『大乗院寺社雑事記』を引用しての中世灌溉史に関する研究や萩原竜夫⁽⁵⁾の水利と宮座の関係を論じた研究がある。さらに『大三輪町史』の中には秋永政孝⁽⁶⁾、平井良明⁽⁷⁾、堀内義隆⁽⁸⁾の研究が含まれている。筆者はこれら既往の研究をふまえながら新たに実地調査によって得た結果を統合し、歴史地理学的側面からこの問題に考察を加えたいと思う。

二、地域の概観

大和高原・金剛山地・竜門山地等、周辺の山地から奈良盆地に流下する河川はいずれも乏水性の短小河川である。これらの河川は山麓にいずれもそれぞれ小規模な扇状地を形成し、扇状部の水田化は扇頂部における本流からの分水に依存している。乏しい水量を効率的に利用するにはどうしても番水制度をとらねばならず、葛城扇状地⁽⁹⁾をはじめ檜原⁽¹⁰⁾、鹿野園⁽¹¹⁾、それに兄川扇状地⁽¹²⁾ではいずれもそれぞれ特色ある番水制度が確立していた。本稿がとりあげようとする巻向川（纏向川・穴師川・穴瀬川）もまたそうした短小河川の一つで、ここにおいても固有の番水制度がとられてきた。

巻向川の水源は巻向山と三輪山にまたがり、その集水流域面積は約四・四平方キロメートルである。うち巻向山斜面三・二八平方キロメートル、三輪山斜面一・一二平方キロメートルで、その比率はほぼ三対一となっている（図1）。扇状地は扇頂部で標高一二五メートル、西北西方向に平均勾配二四%の緩傾斜をしている。南は称宜^{ねぎ}

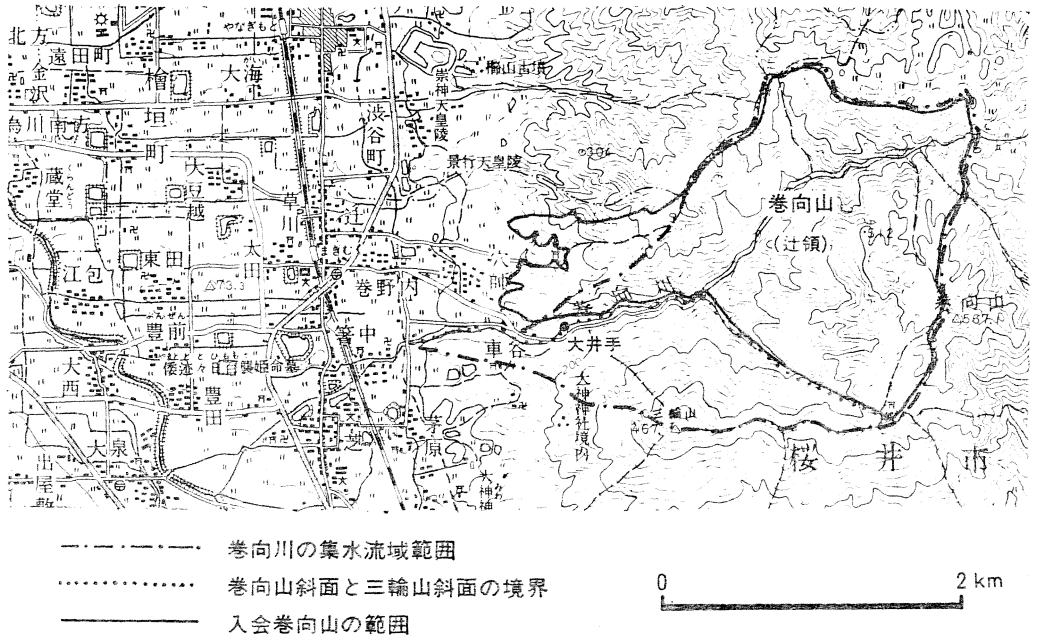


図1 巻向山と穴師郷域

町台地、北は珠城山丘陵によって扇状地の発達が阻ばれ、扇状地面積は〇・四七平方キロメートルにすぎない。現在の巻向川は称宜町台地の下を開析しながら南偏して南西方向に流れているが、扇状部には北西方向にむかう旧流路とおぼしき耕地割やそれらの間には微高地が見られる。微高地は修容されて古墳ともなり、¹³土地利用に変化をもたらしている。古代の山辺道は巻野内集落から南、箸中の中垣内集落をぬけると考えられ、古くからの開発地域であることを物語っている。昭和四十六年（一九七二）から四十七年にかけて行なわれた纏向遺跡の発掘調査では太田集落の北方に古墳時代前期と奈良・平安時代のものと思われる二筋の旧河道が明らかにされている¹⁴。

明治二十二年（一八八九）の町村制施行によって穴師郷は三輪郷の江包・豊前・豊田とともに纏向村に、三輪郷のうち芝・箸中・茅原・大泉・大西は織田村にそれぞれ編入され、ともに昭和三〇年（一九五五）、大三輪町を構成した後、昭和三八年（一九六三）、桜井市に編入された。付近一帯は倭迹迹日百襲姫命陵（箸墓）・崇神天皇陵・景行天皇陵等、古墳が多く古代文化の中心でその景観は山の辺風致地区・三輪山の辺風致地区・石上三輪保存区域・崇神景行天皇陵特別保存地区・三輪山特別保存地区として指定されている。観光光山辺道は穴師集落から箸中の車谷集落を経て三輪山西麓をめぐる、行楽の季節にはハイカーによって賑わいをみせている。近世の上街道に沿って形成された街道集落付近はその後の国鉄桜井線や主要地方道天理桜井線の開通にもなっている。この地方における中心的集落をなしている。最近、巻向駅西方には住宅団地も建設され、次第に地域的変貌を来たしつつある。近世中期頃より車谷の地名が物語るよ

うに、巻向川やその分水に沿って多くの水車が設けられ、とくに紡績・製粉・米搗の動力源として利用されていた¹⁵⁾。近代に入って水車工業が衰退すると、代ってミカン栽培が始まった。穴師ミカンの名があるこの地方のミカンの起源に関しては明らかでないが、幕末にはすでに栽培されていたといわれる¹⁶⁾。

三、穴師郷

穴師の地名は垂仁紀に穴磯邑としてあらわれる。穴師坐兵主神社は穴瀬明神と呼ばれ、これを中心に中世後期以来、式上郡辻・太田・草川・備後・初利^{はつり}・穴師^{あなうし}・東田^{ひがしだ}・大豆越^{まめこし}の八村が宮郷としての穴師郷を形成してきた。穴師坐兵主神社は和泉の宮小路(泉大津市)に鎮座するそれよりも古く、弓月岳(巻向山)にいた漢人が現在の上社に祀っていた兵主神を下社と呼ぶ現在地の穴師神社にとり入れ

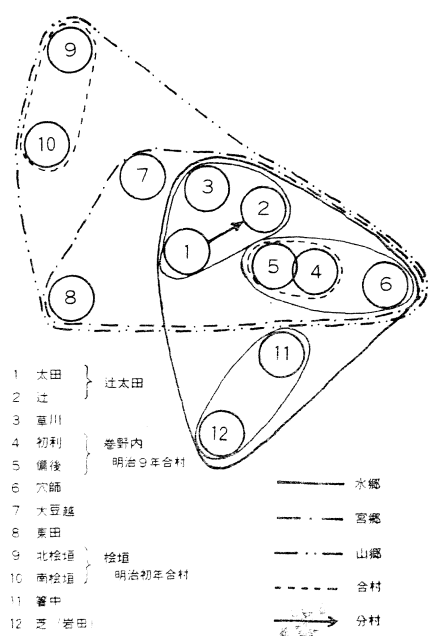


図2 穴師郷

て、穴師坐兵主神社と呼ばれるようになったという。それは弘仁(八一〇〜二四)から天安(八五七〜五九)の間にかけての時代であると考えられている¹⁷⁾。「穴師大明神之儀^者 往古より郷中老長年預支配之宮」¹⁸⁾は宮座により郷結合をはかり、郷民の精神的紐帯としての役割を果たしてきた。またこれら老長年預は宮郷としての祭礼を掌るのみではなく、入会山の管理や水利の支配をも処理してきた。穴師郷は北の伊射奈岐神社(天満神社)を中心とする柳本郷¹⁹⁾、南の大神大物主神社を中心とする三輪郷²⁰⁾、西の村屋坐弥富都比売神社を中心とする森屋郷²¹⁾とともに現在もそれぞれ地域住民の生活の中に生きている。

辻・太田・草川・備後・初利・穴師・東田・大豆越の八村に式下郡檜垣^{ひがひ}を加えた山郷は巻向川の水源、巻向山(四六〇町八反歩²²⁾)に入会権を有していた(図2)。奈良盆地周縁にはこのような数か村持の入会山が多く、村落共同の秣・刈藪・燃料の採取地として利用されてきた²³⁾。その起源については明らかでないが、郷村制展開の過程において地域的枠組を固めたと考えられる。檜垣が山郷に加った背景については中世末期、名主与三郎が羽津里井庄の沙汰人となって、村下支配に関与したことが因縁となり、農業経営に必要な野山を得たことによると推定され、天正一七年(一五八九)に権利を得ている²⁴⁾。三輪郷の菅中には檜垣が山郷に加わる以前、入会権を有していたとの伝承があり、水利の関係からみて必ずしも無視できないもののようにも思える。巻向山は寛文一二年(一六七二)、九村で山割が行なわれている。全国的に山割の発生年代は慶安(一六四八〜五二)から元禄(一六八八〜一七〇四)にかけてとみられ、

表1 穴師郷の村落

郷		村(大字)		水田面積	畑面積	山林面積	総面積	戸数	人口	
三分一水郷	卷向山郷	六師明神山宮郷	下郷	1 } 太田	町	町	町	町	人	
				2 } 太田(辻太田)	17.5204	0.2829	—	18.7923	30	145
				3 } 草川	9.9129	8.5214	230.9817	251.8412	62	293
				4 } 備後(初利後)	1.06327	0.3727	—	1.6307	22	98
				5 } 備後(利後)	35.1820	1.7326	—	39.0913	44	180
				6 } 穴師	2.09213	5.7125	15.426	44.2317	80	433
				7 } 大豆越	1.40323	0.4419	—	1.8609	34	191
				8 } 東田	3.82118	0.8204	—	4.13816	56	275
				9 } 檜垣(北檜垣)	59.7809	0.1305	—	64.7903	108	500
				10 } 檜垣(南檜垣)						
三分一水郷	岩田	菅芝	11	43.1618	6.4810	4.0511	58.5324	115	605	
			12	53.5207	6.1317	0.0804	77.8710	273	1236	

大和の山割は比較的早期に始まっていることが指摘されている²⁵⁾。原初的には総有であった入会山も時代とともに濫伐によって林野の荒廃を来し、洪水のおそれも多かったため林野保護や治水の立場から山割の必要が生じた。山割以前からも各村の山持分は鎌数を単位とし、それぞれ山手米を負担した²⁶⁾。山割は村別割(大分ケ)のみならず戸別割(小分ケ)も行なわれたが、「山後代売買仕候共山郷二而売買仕他所江、一円売申間敷事」²⁷⁾と定められ、私有を意味するものではなかった。辻村に山庄屋が置かれ、『辻村検地帳』(延宝)には全体が辻村の草山として記載された。地租改正に際して辻村の飛地となった巻向山は今日も大字辻の地籍に引きつがれ、山郷組合も辻に置かれている。

巻向川の分水を受ける辻・太田・草川・備後・初利・穴師の六村

は水郷を形成し、その枠組は今日も変化がない。山郷の檜垣はもちろん宮郷の東田・大豆越はともに除かれ、宮郷・山郷・水郷の範囲は必ずしも一致せず、そのため近世、村落間に種々の争論を惹起した。巻向川の水利は後述するように「所詮三輪郷与穴師郷二下行河ナリ」²⁸⁾としてむしろ三輪郷の管中、芝(岩田)との関係が深い。さらに中世後期には巻向川の水は大田庄・羽津里井庄・草川庄・岩田庄・院入庄・菅中庄のほか出雲庄に及んでいた²⁹⁾。出雲庄は渡辺澄夫の研究によれば現在の江包一帯であることが明らかにされ³⁰⁾、今日の巻向川の配水範囲を越えて西に及んでいたことがわかる。それは著墓の周濠を拡張したと思われる大池(現在も芝・東田の立合池―三町一畝―)にいったん貯水された水が導かれたと考えられる。これらのことから水郷は宮郷・山郷に比して河川の流下等の自然的

条件から優先する地域的枠組として形成されたと考えられ、融通性を秘めた実際の効用の先行を認めることができる。また水郷の範囲については、分水量の絶対量が少ないため時代とともに、水稲耕作に必要な最低限の水量を確保するためにも配水地域を狭める必要を生じたと考えられる。

これら村落の近世における領主関係は奈良盆地全体がそうであるように錯綜している。辻と太田は「大田庄之内辻子郷」³¹、「大田領辻カキト」³²とあるようにもともと一村をなし、ともに戒重藩（織田氏）領から直領に引きつがれたが、元禄一五年（一七〇二）³³以前、辻は直領、太田は津藩（藤堂氏）領となった。今日も大字辻領・太田領の地籍に交錯がみられるのは分村以前の名残りのためと受けとれる。備後と初利は明治九年（一八七六）、合村して巻野内となったが、近世には両村領域が交錯していた。ともに戒重藩から寛永一六年（一六三九）³⁴以前、備後は芝村藩（織田氏）領（一部柳本藩との相給）、初利は柳本藩（織田氏）領となった。その他、草川は戒重藩領↓直領↓津藩領、穴師・箸中・芝は戒重藩領↓芝村藩と引きつがれた（表1）。

四 巻向川筋の水利構造

巻向川扇状地の扇頂部に近い小字竿垣内付近の大井手によって分水された用水は、本流の北をこれと平行に三分一井手に導かれる。『大乘院寺社雑事記』に「穴頼川の西エ流下ヲ、自箸中井手上之テ、此水ヲ戊亥エ下也」とある「ワキモトノ井手」はこの大井手と考えられる³⁵。大井手の起源は明らかでないが、扇尖部はこの大井手の

分水によらなければ水田化できないわけで、古代以来のものと思われる。現在、付近に三分一の小字名をのこす三分一井手には深さ五寸、溝幅を一尺と二尺に区切った分水石が設けられている。これによって穴師・備後・初利（上郷）、太田・辻・草川（下郷）の三分二用水と箸中・芝の三分一用水が分けられている（図3）。この比率は巻向山斜面と三輪山斜面の集水流域面積の割合に基づいているとの伝承があるが、前述したように実際の面積はそうになっていない。三分一用水はうち二〇%を高田川に分水して、箸中領上手の灌漑用にあてた後、他はふたたびいったん巻向川に還水される。三分一井手は

乍恐申上候

まいぶく（巻向）川へ三輪山ノ水も少出しふんぎ（分木）もり石にて三分二、三分一に先年わかり申候処ニ、上にて川をうめ水をぬすミ候ニ付、先年のことく水をとるかへは新儀なる事申之候、順慶様御代有楽様之時も新儀なる事申上候へとも、せんき（先規）

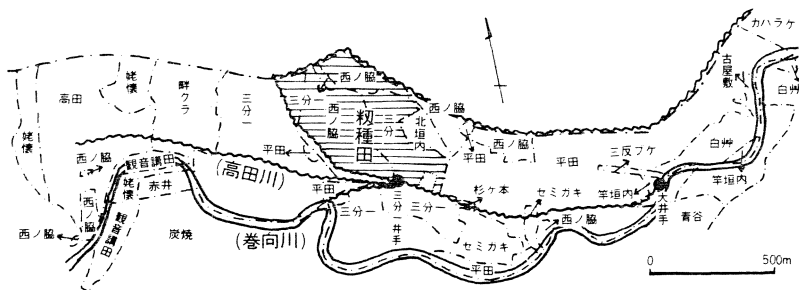


図3 大井手、三分一井手付近の小字

のことくに被仰付候間、御聞わけ被成被仰付候て可被下候、以上

寛永貳年（一六二五）七月十日

太田村
草川村
辻村
ひんこ村
はつり村
あなし村
御奉行様

（桜井市辻、辻政嗣氏所有文書）

の史料によって少くとも一六世紀後期の筒井順慶の時代にはすでに存在していたことがわかる。

大井手から約四〇〇メートル上流にある水車井手は「ゴウの水」と呼ばれる用水を本流から分水する。この用水は本流の北、穴師山の裾、箸中・穴師両領の境界線沿いに導水され、三分一井手北方、六反四畝二〇歩の水田を灌漑するためにあてられていた。芝村藩はここを枲種田として経営し、非常の際に備えたが、今日では畑となっている。

水車井手のさらにやや上流にある古屋敷（ゴラタ）井手は用水を本流の南へこれを平行に箸中、車谷集落の河谷をへだてた対岸の山田四町に導水し、これを灌漑していた。伝承によれば寛永年間（一六二四～四四）の水論後、箸中はこの井手を放棄し、その後水田は山林化したといわれる。今日、ミカン栽培の行なわれている階段状の畑にはかつての水田の面影をとどめている。

番水開始に先立って三分二用水掛りの水郷では用水路の川凌（井手上げ）が行なわれ、中世後期に「堀上」³⁷と呼ばれていた行事の継承であることを物語っている。「為取替証書」³⁸に「毎年四月中、五ヶ村³⁹役人壹人并二人足壹人宛、養水筋川凌と致シ候事」とあり、行事後水郷の集会が付随する。今日では五月の辰または巳の日が選ばれ、当番にあたる大字の総代は「宿廻り」と称して総代宅に他大字の総代を集めて饗応する。「宿廻り」は辻・草川・太田・穴師・巻野内（備後、初利分として二年間）のローテーションを年ごとにくりかえすのである。この行事はいわば番水開始の宣言ともいうべきもので、今日ではかなり形式化している。

番水は月の三か八の日に太田が発議し、辻がこのことを他村に連絡して「札立て」を行なうことになっている。これによって川下しとなり、番水前（常水）には上郷の水であった三分二用水にも下郷の権利が加わることになる。「札立て」の慣行は奈良盆地では他に布留川の一の井⁴⁰、竜田川の大井手⁴¹に残されている。荘園領主の統制下にあった中世には番水は吉水と呼ばれ、豪雨のため河水が混濁し、破番になった時は乱水と呼ばれた。「札立て」は『大乘院寺社雑事記』に「穴瀬川水五月廿三日ニ吉水之札立之」「八日ニ札立之」とあり⁴²、中世以来の慣行であることがわかる。現在は通常六月八日に「札立て」が行なわれている。三分一井手の分水石の上のせた木の葉が河水によって流されると穴師が発議して、五大字の立会いにより破番が宣告される。三分二用水の配水は先ず太田・辻・草川の三大字であわせて二日、次に巻野内二日（近世は備後・初利でそれぞれ一日）、穴師一日の順序で番水ごとにくりかえされる。

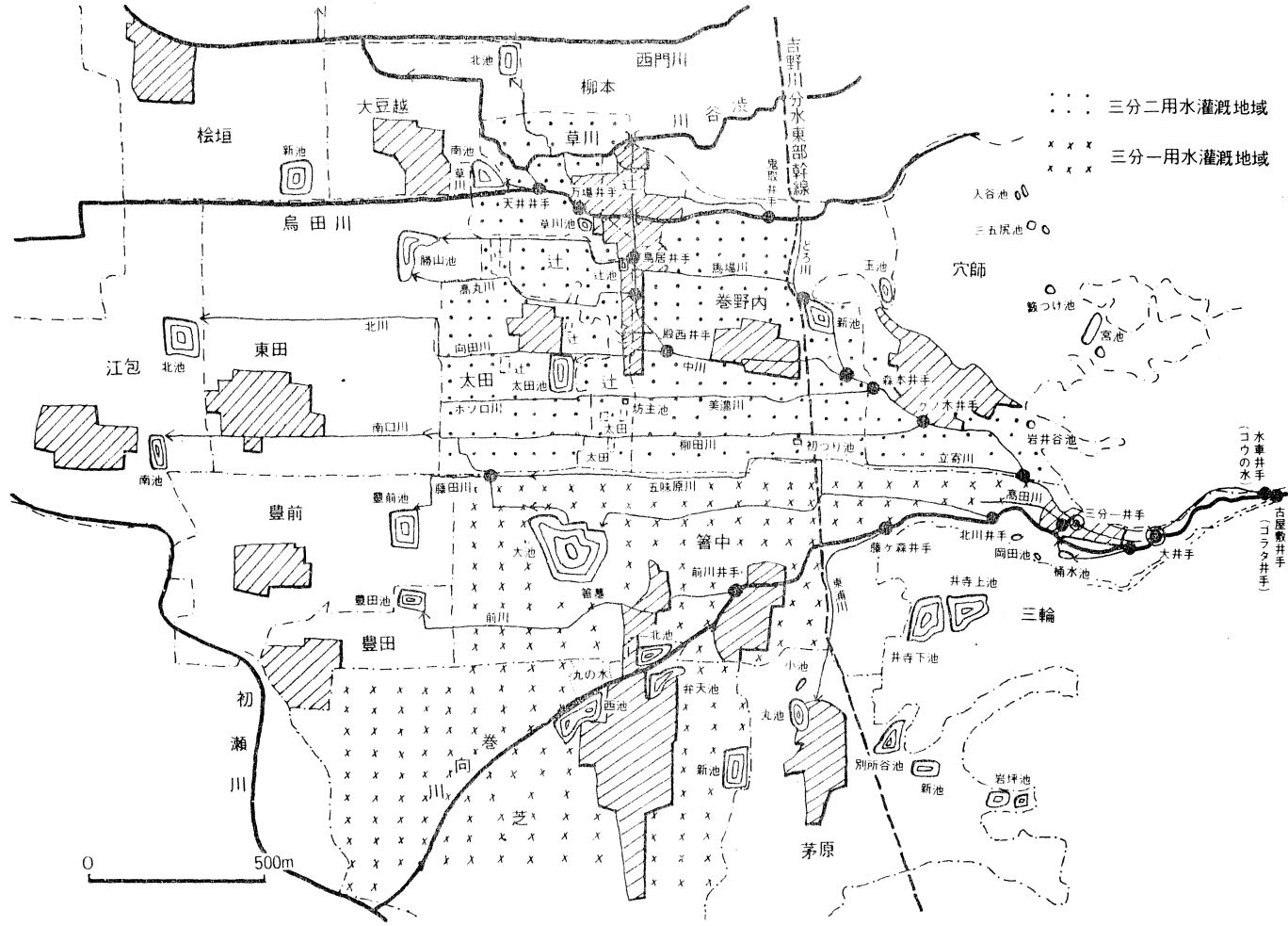


図4 三分一、三分二用水地域

中世の配水は「羽津里井以下ノ分ト三輪分トヲ一分ニ成テ、次第ニ取之」⁽⁴³⁾ っていたから三分一用水と三分二用水は一元的であった。三分二用水のローテーションが今日のようになった年代は明らかでないが、慶安三年（一六五〇）にはすでに現行のものが定着していたことを次の史料は示している。

乍恐言上仕候

まいふく（巻向）川と申用水、上ハ備後村はつり村あなし村、下者辻村太田村草川村六ヶ村として用水内わけニ取来り申候、日数三日者上三ヶ村、日数二日者下三ヶ村、如此先年より取来り申候、

〔下略〕

慶安三年寅五月十九日

御奉行様
辻村
草川村
太田村

（桜井市辻、辻政嗣氏所有文書）

番水開始の立札（三分二用水 辻太田村）は通常、三分一井手、クノ木井手（柳田川との分岐点）、モリ本井手（美濃川との分岐点）の三か所に立てられる。いずれにしても三分二用水は近世、水郷六か村と呼ばれた今日の五大字の水で、これらは三分一井手を共通にする井手郷集団⁽⁴⁴⁾を形成してきた。

集団内における大字間の用水配分はさらに複雑で、三分一用水との相互関連も認められる。太田・辻両大字間には「越水^{こしみず}」の慣行がある。番水が始まって例えば三日の日では最後の二時間分（翌日の午前四時～六時）、次ぎは例えば八の日では最初の二時間分（午前六

表 2 大字別分水

村（大字）		順番	用水範囲 水田面積(町)	分水率 (1ヶ月当 日)	分水量 (1町当 時間)	備考
三分 部	太田	I(3,8,13,18,23,28日) II(4,9,14,19,24,29日)	17.5	2 ⁷ / ₉	3.8	I, IIの各日交互にそれぞれ2時間ずつ辻から太田へ越水
	辻	"	9.9	2 ⁵ / ₉	6.3	
	草川	"	10.6	2 ² / ₃	6.0	
二用 水 部	初利 } 卷野内 備後 } 穴師 計	III(5,10,15,20,25,30日)	29.2	4	6.2	1,2,11,12,21,22日には三分一用水と折半
		IV(6,11,16,21,26,1日)		3 ¹ / ₂		
		V(7,12,17,22,27,2日)	8.4	3 ¹ / ₂	10.0	
	計		75.6	1 9 ※	6.0	
三分 一用 水	箸中 芝 計	I ~ V	40.2	8 ¹ / ₅	4.9	1,2,11,12,21,22日は三分二用水と折半したものを箸中と芝で6:4に分配 6,7,16,17,26,27日は1/3分を箸中と芝で、2:8,その他の日は6:4に分配
		IV, V	43.0	2 ⁴ / ₅	1.6	
			83.2	11 ※※	3.2	
合計			158.8	30	4.5	

※ 63.3% ※※ 36.7%

時（八時）の水を辻から太田へ割愛するもので高丸川を通じて配水される。これは辻の配水量の八・三％にあたり、比較的水に恵まれている辻から不足する太田への導水で近世初頭以前、辻と太田が一村をなしていた時代の名残りとも受けとれる一種の大字間調整である。

一、二の日には巻野内（備後分）、穴師両大字分にあたる三分二用水が三分一用水と折半される。この日には三分一井手に堰板をはめて五分五分とし、増加分の六分一を芝に譲与する形である。一、二の日の水は「朔日、二日、十一日、十二日、廿一日、廿二日ハ何日ニテアレ岩田ニ漑之」¹⁵として中世以来、特別に配慮されてきた。その後、一、二日の水がいかなる経過を辿ったかは明らかでないが、現行の配分は芝村藩であった備後・穴師両村の水を一部割愛して同じ芝村藩の箸中・芝両村に補給したことに始まるといわれ、同一藩領内での調整と受けとられる。結局、備後・穴師とともに割当て配水量のそれぞれ一二・五％を箸中・芝に割愛することになった。一、二の日の水は他の日の水と同様、全体の二〇％を高田川に分水した後、残りは箸中と芝で折半される¹⁶。

六、七の日の水は三分一の水量のうち同じく二〇％を高田川に分水した後、残りは芝のみに配給される。中世、一、二の日の水がすべて芝に分配されていた慣行の形式を変えての名残りではないかと考えられる。配水のない箸中ではこの日、巻向川の南にある桶水池の水を放流してこれを補うわけである。桶水池の取水は大井手のやや下流で行なわれ、三分一井手の南あたりで巻向川に還水されている。巻向川に沿って箸中には北川・藤ノ森・前川（宮ノ前）の各井手があり、これによってそれぞれ流域の水田を灌漑している。この

中で前川掛りの九の水はその起源を明らかにすることはできないが、特定時間（夜水）に芝領の特定の範囲の灌漑にあてられている。下流に位置する芝は水不足が常に深刻でそのため北池・弁天池・西池・新池等、溜池が多く築造された。一、二の日の水は上流に位置する箸中が大半を引水しつくすため、芝は権利を有するものの実際にはほとんど流水がなく、芝にとってはむしろ六、七の日の水のほうが有効である。

以上のような配水により分水率（一か月当り日）を計算してみると、三分二用水は六三・三％、三分一用水は三六・七％となり、実質的には三分二弱、三分一強となっている。分水率は水田一町について一か月当り三分二用水地域で六時間、三分一用水地域で三時間となり、三分二用水地域が優位にある。三分一用水地域の溜池はその劣位をカバーするためのものである。大字ごとに分水率をみると、三分二用水地域では上流に位置する穴師¹⁷がもっとも恵まれている水田一町について一か月当り一〇時間、もっとも不足しているのが下流の太田で四時間にすぎない（表2）。草川では烏田川・渋谷川の水が、穴師では岩井谷川の水がそれぞれ三分二用水に付加されている。

五、耕作者別の時割

番水制度の配水方法として特色あるものに水親制度と呼ばれる耕作者別の時割がある。この場合、耕作者単位に自己の耕作田の面積に応じて比率を定めて配水するわけで、配水率は歩合によって表現する。多くの場合、同一耕作者の水田といえども散在しているのが

表3 三分一用水時割
(管中・北川筋一昭和40年<1965>)

番組	農家 順番	配水時間 (時間)	用水範囲 水田面積(畝)	所属
1	① 1	8.0	134.15	
2	② 1	5.7	96.23	
	3 2	2.0	34.22	
	4 3	0.3	4.26	
	計	8.0	136.11	
3	⑤ 1	4.5	75.06	
	6 2	2.3	39.29	
	7 3	0.9	15.26	
	8 4	0.3	2.24	
	計	8.0	133.25	
4	⑨ 1	4.1	69.10	市
	10 2	1.7	28.24	
	11 3	1.3	21.22	
	12 4	0.6	9.26	
	13 5	0.3	5.03	
計	8.0	134.25		
5	⑭ 1	3.7	63.07	他府県
	15 2	2.3	39.00	
	16 3	0.6	9.27	
	17 4	0.5	8.29	
	18 5	0.5	8.22	
	19 6	0.4	7.21	
計	8.0	137.16		
6	⑳ 1	3.7	62.27	他府県
	21 2	1.5	24.25	
	22 3	1.2	20.28	
	23 4	0.6	10.00	
	24 5	0.6	9.11	
	25 6	0.4	6.21	
計	8.0	134.22		
7	㉔ 1	3.7	62.07	
	27 2	2.3	39.21	
	28 3	1.6	27.01	
	29 4	0.4	6.16	
	計	8.0	135.15	
8	㉓ 1	3.6	60.28	
	31 2	1.5	25.24	
	32 3	1.2	20.15	
	33 4	1.0	16.23	
	34 5	0.7	12.14	
計	8.0	136.14		
9	㉕ 1	2.9	48.29	
	36 2	2.0	33.10	
	37 3	1.6	26.02	
	38 4	1.5	25.29	
計	8.0	134.10		
10	㉙ 1	2.7	46.23	
	40 2	1.6	27.00	
	41 3	1.6	26.27	
	42 4	1.4	24.21	
	43 5	0.7	12.24	
計	8.0	138.05		
11	㉜ 1	2.5	42.26	
	45 2	1.9	31.27	
	46 3	1.3	22.18	
	47 4	1.3	22.12	
	48 5	1.0	17.19	
計	8.0	137.12		
合	計	88.0	1493.20	

○印番頭
(「字北川番水番組表 管中区」による)

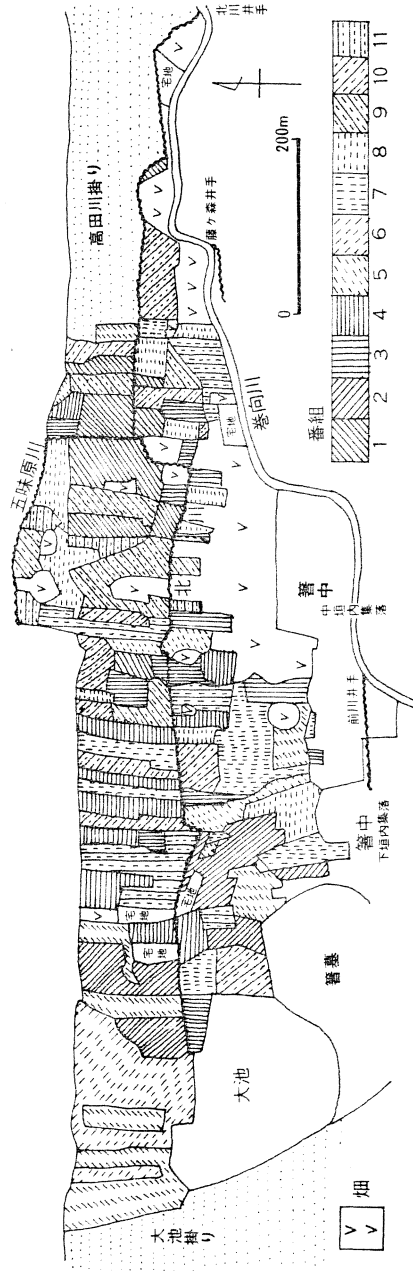


図5 管中・北川筋の番組別配水(昭和40年<1965>)

普通であるから、耕作者はそれぞれ割当てられた時間帯の中で自己の耕作田への引水をはかることになる。耕作者を連ねてまとめられたブロックにはそれぞれ番頭引水親がいて、内部配水を管理、調整する。このような番水方法は奈良盆地では本地域のほか、奈良市の鹿野園⁴⁸、白毫寺、田原本町の阿部田(千代、現在消滅)⁴⁹、天理市の渋谷⁵⁰等に見られる。巻向川筋で今日、耕作者別の時割が実施されているのは太田・巻野内・穴師・箸中(北川筋・前川筋・高田川筋)である。草川では大正末年⁵¹、早魃時に一時実施したことがあるといわれる⁵²。本稿では箸中の北川筋と巻野内のタイプの異なる二つの事例をとりあげてみたい。

箸中では井手を異にする川筋ごとに耕作者別の時割が組織化されている。北川筋では一四町九反三畝二〇歩の水田が一ブロックに区分され、平均一町三反六畝が一ブロック(番組)にまとめられている。ブロックは耕作反別の大小を組み合わせて平均化され、それぞれのブロック内でもっとも耕作田を多く所有しているものが番頭となる。一ブロック当りの配水は八時間であるから一反当りの配水時間は三五分程度となる。配水を割当てられる水田は地主単位にまとめられ、もし耕地に移動が生じたならば毎年、修正される。このようにして編成されたブロックの配水順序は年ごとに玉くじによって決定される。巻野内・太田・穴師のように配水が養水に限定されているところもあるが、ここでは仕付水・養水ともにその対象となっている(表3・図5)。

巻野内は近世には備後。初利の両村から成り、別系統の水利組織を有していたようであるが、今日では一本化している。領域内の水

田面積は二九町九反二畝三歩、うち三分二用水地域は八二・八%にあたる二七町七反六畝二八歩である。三分二用水地域のほかは玉池掛りと烏田川の鬼取井手掛りである。巻野内三分二用水地域の水田は四ブロックに、さらにそれぞれが四つの小ブロックに区分されている。一ブロック(番組)の平均は六町二反で、もっとも耕作田を多く所有しているものがそれぞれの番頭となっている⁵³。一ブロック当りの配水は一二時間であるから一反当りの配水時間は四〇分程度となる。ここでは配水率は歩合によって表現される。「一時」は二時間であるから、例えば一時七分三厘は三時間二八分程度ということになる。巻野内領域内での耕作者のうち四四%は穴師・辻・箸中よりの入作者で、いずれも耕作田が比較的小である。配水順序は経営面積の大小によって決められるからこれら入作者はきわめて不利な立場におかれることになる。配水を割当てられる水田はここでは箸中の北川筋と異なり地主、小作を問わない。明治末年頃まではやはり地主単位の配水が行なわれていたが、小作の比率が高いこともあって地元有力者による提案が具体化されて現行のようになったといわれる⁵⁴。現在、配水は養水のみ限定されているが、かつては箸中北川筋同様、仕付水もその対象であったと考えられる(表4・図6)。

このような耕作者別の時割は、乏水性の小河川に依存しなければならぬ扇状地や台地における水利組織として形成されたと考えられる。配水是水田一枚ごとに実施されるから、通水過程における滲透も加わって水量の上でのロスが大きいわけである。下流に引水されたと思うと次には上流に引水されるといった具合に流れは常に一

表4 三分二用水時割 (巻野内 昭和38年<1963>)

番組	農家 番号	歩合 (時分厘)	用水範囲 水田面積(畝)	巻之内額内 水田総面積(畝)	所属							
1	A	(1) 1	1.73	5100	5100	穴師 "	A	(48) 1	1.60	4705	4705	
		(2) 2	1.10	3210	3427			(49) 2	1.05	3029	3029	
		(3) 3	0.74	2125	2125			(50) 3	0.82	2407	2407	
		(4) 4	0.49	1413	1413			(51) 4	0.32	919	919	
		(5) 5	0.47	1326	1326			(52) 5	0.88	2529	2529	
		(6) 6	0.80	2322	3208			(53) 6	0.59	1710	1710	
		計	5.33	15706	16809		計	5.26	15509	15509		
	B	(7) 1	1.97	5800	5800	穴師 "	3	B	(54) 1	1.60	4707	4707
		(8) 2	1.13	3328	3328				(55) 2	1.00	2917	2917
		(9) 3	0.72	2111	2111				(56) 3	0.92	2705	2705
		(10) 4	0.48	1406	1406				(57) 4	1.18	3421	3421
		(11) 5	0.55	1605	3200				(58) 5	0.37	1028	1028
		(12) 6	0.52	1509	1509				計	5.07	14918	14918
	C	(13) 7	0.33	928	928	署中 穴師 辻	C	C	(59) 1	1.58	4620	4620
		計	5.70	16827	18422				(60) 2	0.92	2705	2705
		(14) 1	1.77	5200	5200				(61) 3	0.90	2620	2620
		(15) 2	1.03	3010	3010				(62) 4	0.74	2128	2210
		(16) 3	0.75	2200	2200				(63) 5	0.75	2206	2206
		(17) 4	0.71	2029	2029				(64) 6	0.46	1321	2913
	D	(18) 5	0.56	1616	2319	穴師 "	A	D	計	5.35	15810	17414
(19) 6		0.34	1000	1000	(65) 1				2.12	6210	6210	
計		5.16	15125	15828	(66) 2				1.36	4000	4000	
(20) 1		1.62	4720	4720	(67) 3				0.83	2414	3601	
(21) 2		1.11	3220	3220	(68) 4				0.66	1915	1915	
(22) 3		0.88	2603	2603	(69) 5				0.33	926	926	
A	(23) 4	0.43	1224	1224	穴師 "	4	A	計	5.30	15605	16722	
	(24) 5	0.34	1000	1000				(70) 1	2.18	6405	6405	
	(25) 6	0.53	1519	1519				(71) 2	0.54	1601	1601	
	(26) 7	0.35	1007	2007				(72) 3	1.15	3400	3400	
	計	5.26	15503	16503				(73) 4	0.65	1905	1905	
	(27) 1	3.35	9815	9815				(74) 5	0.31	910	910	
B	(28) 2	1.58	4615	4615	穴師 辻 穴師	B	B	(75) 6	0.29	815	815	
	(29) 3	0.25	715	715				(76) 7	0.06	119	119	
	(30) 4	0.17	500	1013				計	5.18	15225	15225	
	計	5.35	15715	16228				(77) 1	2.41	7025	7025	
C	(31) 1	3.28	9615	9615	穴師 "	C	C	(78) 2	1.34	3918	3918	
	(32) 2	1.52	4425	4425				(79) 3	0.68	2004	3815	
	(33) 3	0.18	522	522				(80) 4	0.64	1825	1825	
	(34) 4	0.19	525	525				(81) 5	0.05	115	115	
	(35) 5	0.10	300	300				計	5.12	15027	16908	
D	(36) 1	2.06	6020	6020	穴師 辻 穴師	D	D	(82) 1	2.33	6817	6817	
	(37) 2	1.56	4528	5412				(83) 2	1.35	3927	3927	
	(38) 3	0.53	1520	1520				(84) 3	0.68	2000	2000	
	(39) 4	0.40	1120	1120				(85) 4	0.43	1222	1222	
	(40) 5	0.16	428	428				(86) 5	0.40	1128	2506	
E	(41) 6	0.46	1320	2102	穴師 辻 穴師 "	E	E	計	5.19	15304	16612	
	(42) 1	2.47	7220	7220				(87) 1	2.16	6322	6322	
	(43) 2	0.52	1512	1512				(88) 2	1.25	3620	3620	
	(44) 3	0.21	607	607				(89) 3	0.63	1815	1815	
	(45) 4	1.43	4200	4200				(90) 4	0.61	1805	1805	
	(46) 5	0.36	1028	1028				計	5.10	15009	15009	
	(47) 6	0.14	405	3823				合計	(2400)	247628 (288000)	263606	
計	5.13	15112	18600	三分二用水外の水田面積			35527					
						総計		299203				

()自作 []自小作 △小作 * 番頭
1時は2時間、1反につき3分4厘(40分間)

()内は可能な歩合および灌漑面積
〔「三分二用水割帳大字巻野内」による〕

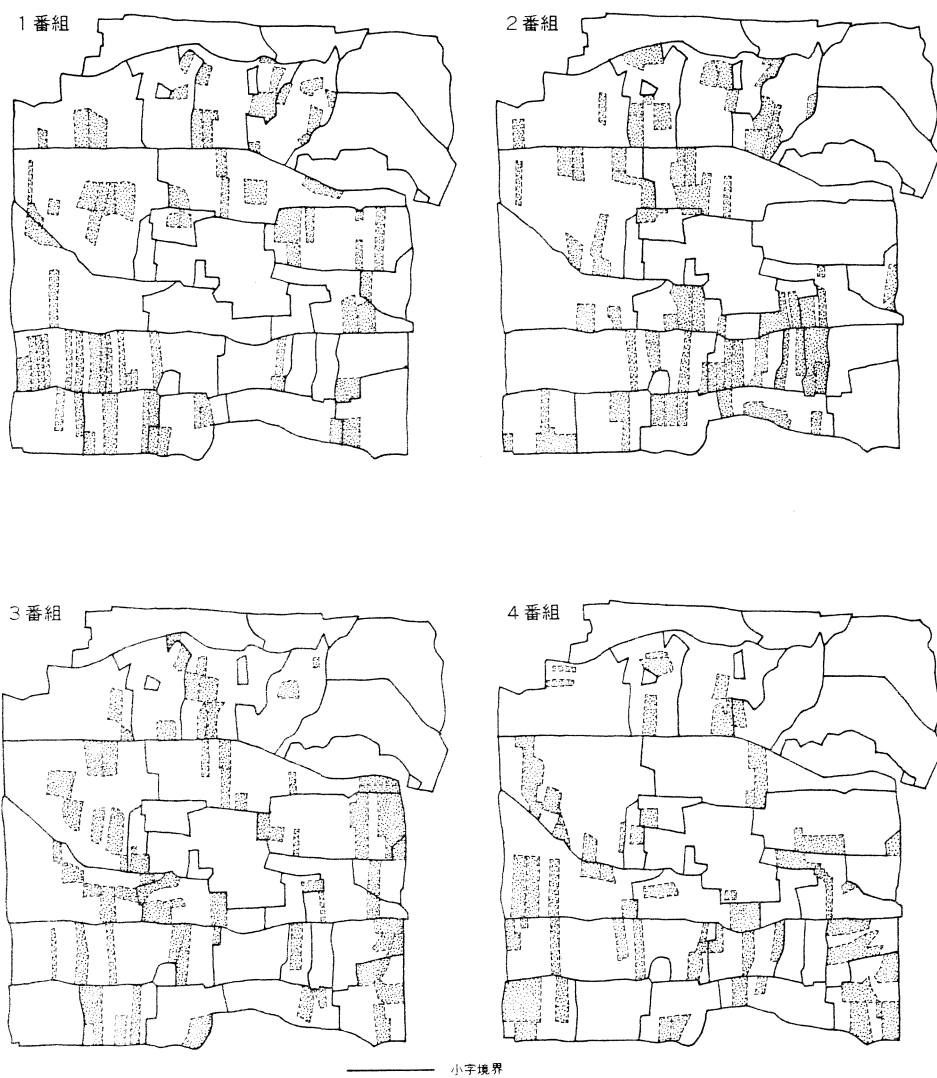


図 6 巻野内の番組別配水 (昭和 38 年<1963>)
 [「三分二用水割帳大字巻野内」による]

一定せず自己の耕作田の近くに導水されていても次にこれを利用してきるとは限らないわけである。とくに規模の小さい耕作者は割当て時間がきわめて短い実質上は引水が不可能なことさえ起つてくる。「カキアゲ」⁵⁵と称する見込み導水はこのような条件の中から生みだされた農民の知恵であろう。

耕作者別の時割の起源については明らかでないが、天理市渋谷にのこる『かまとき川定水番水割付帳』（享保一二年八一七二七V）によって現在、実施されている時割がその時代以来のものであることがわかる⁵⁶。巻向川筋の地域に関しては過去の状態はわからないが、配水組織が確立されている状況や土地での言い伝え等から推して少くとも中世末には現行のものに近い時割がすでに実施されていたのではないかと思われる。いずれにしても奈良盆地全域をふまえて今後、調査、研究されなければならない課題であることには相違ないであろう。

六、結 語

①巻向川扇状地の水田化は大井手による分水に依存している。巻向川は水量が乏しく、しかもこれを利用しなければならぬところから特色ある番水制度がとられてきた。

②宮郷・山郷と地域的に累積する水郷は水利という実効的な効用のもとに三輪郷の一部を含めてその枠組を固めたと考えられる。中世には配水地域が西に拡大していた可能性が強い。

③現行の水利組織が確立したのは中世末と考えられ、その際、それまでの水利組織が再編成されたとうけとることができる。再編成

に際し一部、旧組織が継承された点が認められる。

④耕作者別の時割は特異な慣行で、その起源に関しては明らかでないが、水利組織再編成の中世末には現行に近い方法がとられていたのではないかと思われる。

⑤地域変化にともないこのような歴史的水利構造も次第に過去のものになるうとしている。史料とともに水利慣行等を後世に伝える方が望まれる。

注

① 萩原竜夫『中世祭祀組織の研究 増補版』吉川弘文館 一九七五、四一五～四一六頁

② 水津一朗『社会集団の生活空間―その社会地理学的研究―』大明堂 一九六九、三三八～三四〇頁

③ 宝月圭吾『中世灌漑史の研究』畝傍書房 一九五〇、二二八～二三四頁

④ 中村吉治『中世社会の研究』河出書房 一九三九、一七二～一七五頁

⑤ 萩原竜夫『水利と宮座』『水利科学』三四、一九六三

⑥ 大三輪町史編集委員会『大三輪町史』一九五九、一五二～一五四頁

⑦ 前 掲 三二一～三二四頁

⑧ 前 掲 八六一～八六七頁

⑨ 堀内義隆『奈良盆地葛城扇状地に於ける横井戸灌漑の研究』『人文地理』一〇一一、一九五八

- ⑩ 堀内義隆「奈良県大正村檜原における水利慣行と農村構造」『地理学評論』二九一六、一九五六
- ⑪ 堀内義隆「奈良盆地に於ける水利慣行と村落構造―奈良市鹿野園の場合―」『人文地理』六一六、一九五五
- ⑫ 拙稿「水利集団の形成と水利構造―大和国忍海郡もど川筋の場合―」『人文地理』二六一四、一九七四
- ⑬ 奈良県教育委員会『奈良県遺跡地図 第二分冊』一九七一年によれば、石(切)塚 径約三五m、ホケノ山古墳 長約八五m、後円部径約六〇m等がある。
- ⑭ 石野博信「奈良県纏向遺跡の調査―三輪山麓における古墳時代前期集落の問題―」『古代学研究』六五、一九七二
- ⑮ 末尾至行「奈良県の水車―その機能分析―明治前期資料『水車調』による水力開発Ⅱ利用の実証的研究(2)―」『人文地理』一九一五、一九六七
- ⑯ 大三輪町史編集委員会『大三輪町史』一九五九、三一九―三二〇頁
- ⑰ 井上 薫「穴師神社の一考察」『近畿古文化論攷』一九六三、四五一―四七八頁
- ⑱ 『穴師坐兵主神社由来書』(大和志料)
- ⑲ 柳本郷―柳本(柳本・下長岡・上長岡・北別所・南別所・山田)・渋谷
- ⑳ 三輪郷―三輪(馬場・高宮・薬師堂・上市・下市・新町)・箸中・芝・茅原・金屋(本郷一〇村)・大泉・東竹田・大西・江包・豊前・(東田)・上ノ庄・戒重・大福・東新堂・西ノ宮・新屋
- ㉑ 敷。粟殿・川合。谷。外山・赤尾・忍阪・慈恩寺・脇本・黒崎・竜谷・岩坂(余郷二三村)
- ㉒ 森屋郷―伊与戸・笠形・大木。平田・東井上・西井上・大安寺・阪手。蔵堂。為川南方。為川北方・金沢・遠田・檜垣・千代
- ㉓ 『大和国式上郡辻村指出明細帳』(宝曆一三年八一七六三V)(桜井市辻、辻政嗣氏所有)
- ㉔ 拙稿「近世における山割に関する歴史地理的研究―奈良盆地東北縁の鉢石山の場合―」『奈良大学紀要』二、一九七三
- ㉕ 大三輪町史編集委員会『大三輪町史』一九五九、三三八頁
- ㉖ 原田敏丸「大和における近世の山割史料」『徳川林政史研究所研究紀要』一九七〇(昭和四五年度)
- ㉗ 延宝年間(一六七三―一七八一)のものと思われる記録(桜井市辻、辻政嗣氏所有)にも『為取替証書』(明治一五年八一八八二V)にも鎌数辻村二〇、大豆越村一五、巻野内村一九(備後村一二、初利村七)、穴師村一二、草川村七、太田村一二、東田村一三、檜垣村二三、計一二一とある。
- ㉘ 『巻向山掟ニ付相定申一札之事』(延享元年八一七四四V)四月(桜井市辻、辻政嗣氏所有文書)
- ㉙ 『大乘院寺社雑事記』(文明一九年八一四八七V六月七日)
- ㉚ 『渡辺澄夫『増訂畿内庄園の基礎構造 上』吉川弘文館 一九六九八一―一〇八頁
- ㉛ 『大乘院寺社雑事記』(寛正三年八一四六二V四月一五日)
- ㉜ 『沽却 島主職新巻文之事』(天文二年八一五三三V一二月二三日)(桜井市辻、辻政嗣氏所有文書)

- ③ 『大和国郷帳』（元禄一五年八一七〇二V）（大和志料）
- ④ 『大和国郷帳』（寛永一六年八一六三九V）（奈良県立図書館）
- ⑤ 『大乘院寺社雑事記』（文明一十九年八一四八七V五月二四日）
- ⑥ 土地では今日、巻向川の北を穴師山、南を巻向山と呼んでいる。入会山としての巻向山は両者を含む。
- ⑦ 『大乘院寺社雑事記』（延徳四年八一四九二V四月晦日）
- ⑧ 『為取替証書』（明治一五年八一八八二V）第三五条
- ⑨ 明治九年八一八七六V備後・初利が合村して巻野内となって以後、水郷五ヶ村となる。
- ⑩ 喜多村俊夫。堀内義隆「大和に於ける二つの特殊な灌漑用水権とこれを廻る村落社会構造の特性―布留川筋の田村と広大寺池の稗田―」『新地理』四一六―七、一九五五
- ⑪ 堀内義隆・大山徹真「奈良県平群谷の灌漑水利について」『人文地理』一一一六、一九六〇
- ⑫ 『大乘院寺社雑事記』（文明一十九年八一四八七V六月一七日）
- ⑬ 前掲（文明一十九年八一四八七V六月七日）
- ⑭ 堀内義隆「奈良盆地における水利集団の分布と水利秩序について」『地理学評論』四三―三、一九七〇
- ⑮ 七、八月の三十一日は一、二、六、七以外の日と同じように配水される。
- ⑯ 穴師領の水田は珠城山丘陵の南と北にまたがっている。丘陵の北を北田、南を前田（三分二用水地域）と呼び、北田と南田の割合は三対二である。
- ⑰ 堀内義隆「奈良盆地に於ける水利慣行と村落構造―奈良市鹿野

園の場合―」『人文地理』六一六、一九五五

⑱ 大三輪町史編集委員会『大三輪町史』一九五九、八六五頁

⑲ 天理市史編纂委員会『天理市史』一九五八、二三六―二三七頁

⑳ 青木滋一『奈良県気象災害史』養徳社 一九五六 によれば大正一三年（一九二四）六月―八月の旱魃であろう。

㉑ 桜井市草川、豊田敏雄氏談

㉒ 巻野内の時刻表（昭和三八年八一九六三V）によれば、一反につき三分四厘とある。これは約四〇分間にあたる。したがってこれによって計算すると一ブロック（番組）当り一二時間の配水可能面積は七町二反となり、四八時間（二日）の全配水可能面積は二八町八反となる。

㉓ 桜井市巻野内、井上佳宥氏談

㉔ 水の流れに要する時間を見越してその時間分だけ早目に自己の耕作田に引水する意。

㉕ 天理市史編纂委員会『改訂天理市史 下巻』一九七六、二一六頁

なお、本稿は歴史地理学会（一九七六年第一九回大会）で「大和国穴師郷の地域構造」と題して発表したものを、その後訂正加除したものである。本稿作成のためご協力を頂いた地元各位に心から謝意を表する次第である。

The Yamato-no-kuni Anashigo and the Irrigation System in the Basin Along the Makimuku River.

Kiyotaka Nozaki

The Makimuku River which flows down the slopes of Mt. Makimuku and Mt. Miwa is a short stream with a small volume of water as is common with all other streams and rivers in the Nara Basin.

At the point where the Makimuku River leaves the mountain slopes, an alluvial fan has been formed. And the paddy fields have been cultivated on it with water flowing from Oide.

At Sanbuich Ide, downstream from Oide, the scanty water supply is divided into two parts in the ratio 2 : 1, and is sent to each commune. Each farmer of the communes gets water in turn, according to a time schedule, which was called Bansui. The way of Bansui has been kept up here for a long time because the water supply has been scanty.

It seems that the present irrigation system was established in the 16th Century, the end of Middle Age. The older system was changed and recognized again into a new water system. The head man of each commune, the Mizuoya, supervises the division of water and its use for irrigation. This system of dividing water among the farmers is called Tokimizu. It's a very unique custom, but its origin is not clear. It seems to have begun also at the end of Middle Age. It's a characteristic of areas with scanty water supply that such a wasteful system as Tokimizu is now going on.